

2025年8月28日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 大橋 沙織

2025年9月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

7月の参議院選挙では、与党が過半数割れとなり、衆参両院で少数という結果となりました。日本の政治にとって大きな前向きの変化です。一方、自民党の補完勢力や、排外主義・極右的潮流が議席と得票を伸長させましたが、国民は暮らしの深刻な困難と政治への閉塞感がある中で、自民党政治からの転換を願い1票を投じた結果にほかなりません。いま日本の政治には、時流に流されず正論を貫く政党が必要であり、自民党政治に代わる新しい政治を模索・探求する流れを前にすすめるために、引き続き全力をあげる決意です。

今月15日の終戦記念日で、戦後80年、被ばく80年の節目を迎えました。日本の侵略戦争によって、アジア・太平洋地域で2,000万人、日本国民310万人以上もの尊い命が奪われました。戦争の長期化によって、沖縄県民を巻き込んだ凄惨な地上戦、広島・長崎への原爆投下など筆舌に尽くし難い被害をもたらし、今も被爆者の苦しみは続いています。こうした侵略戦争と植民地支配の歴史を国民共通の認識とし、未来へと継承することが重要です。しかし、第二次安倍政権以降、植民地支配と侵略への反省を過去のものとし、集団的自衛権行使容認、「安保法制」の強行、専守防衛さえも投げ捨て大軍拡の道を突き進んでいます。歴史逆行の勢力が日本の政治中枢に居座り続けてきたことで、この間の新たな極右・排外主義の流れを生み出す根源のひとつとなり、外国人への敵意と差別をあおり、社会に差別と分断を広げることは、民主主義と人権を著しく踏みにじる行為であって、決して許されません。多様性と共生を大切にする社会を願うみなさんとともに、極右・排外主義を許さないたたかいに力を尽くします。

今月3日から開催された原水爆禁止2025年世界大会では、核兵器廃絶とともに、軍拡反対、国連憲章に基づく平和の秩序の構築、排外主義反対での新たな国際連帯が大きな広がりを見せました。被爆者の粘り強いたたかいが実を結んだ核兵器禁止条約には現在73か国が批准、94か国が署名し、圧倒的な国々と市民社会が、核保有国と核兵器にしがみついた国々を包囲しています。昨年日本被団協がノーベル平和賞を受賞、日本政府は今年こそ核兵器禁止条約を署名・批准すべきです。

石破首相が、15日の全国戦没者追悼式あいさつで、13年ぶりに戦争に対する「反省」に言及しましたが、唯一の戦争被爆国がアメリカの核使用をも想定した日米共同訓練まで行っていることは重大で

す。軍事対軍事の悪循環の先に平和はありません。憲法9条に基づく外交努力を尽くし、「排除ではなく包摂」を基本理念にすることが求められます。

福島第一原発事故からまもなく14年半が経過しますが、関西電力は7月21日、福井県・美浜原発での新規建設のための地質調査を開始すると明らかにしました。政府の第7次エネルギー基本計画の具体化であり、福島原発事故の反省もなく原発の新規建設など断じて許されません。福島県から撤回の声をあげるべきです。また、今月24日で原発処理水海洋放出から丸2年が経過しましたが、反対の声は根強く、設備の不具合やトラブルも指摘されています。燃料デブリの本格的取り出しも2037年以降に延期となるなど廃炉への道のりは程遠く、県は政府と東京電力に対し、中長期ロードマップ見直しはもちろん、原発ゼロの決断、海洋放出中止を求めるべきです。

全国各地で線状降水帯が発生し甚大な被害が発生するなど、自然災害が相次ぐ中、7月30日、ロシアのカムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.7の巨大地震が発生。本県にも津波警報が発令され、いわき市などで長時間にわたり避難指示が継続しましたが、避難所となった体育館にエアコンが無いなど備えの不十分さが浮き彫りとなり、徹底した検証と抜本対策が必要です。

物価高騰や「戦争する国づくり」が問われる今、来年度予算編成の方向性を決めるにあたっては、国に対し地方からモノを言い、県民の立場で暮らしと生業、平和を守るあらゆる対策をとるよう求めるものです。9月定例会に先立ち、以上の観点から、具体的施策を実施するよう要望します。

一、物価高騰から県民の暮らしと生業を守るため、大軍拡、アメリカ言いなりの国政転換を地方から

- 1、物価高騰対策として一時的給付金を掲げた自公政権が参院選で与党過半数割れに追い込まれる結果となった。7割の国民要求である消費税減税に本格的に取り組むよう求めること。一律5%への減税で、中小事業者に新たな税負担を課しているインボイスの廃止を求めること。
- 2、物価高騰を上回る賃上げ実現に向け、全国一律1,500円の最低賃金を政治の責任で実現するよう求めること。国の最賃審議会が示した本県の目安は1,018円と全国平均を100円も下回っており、生活実態から見ても不十分である。県は、本県の地方最賃審議会に一律1,500円の最賃実現を求める申し入れを行うこと。県独自の賃上げ支援を行うこと。
- 3、アメリカのトランプ関税が世界の経済活動に大きな障害をもたらしている。アメリカが一方的に不当な関税を課すことは国際ルールを無視するものであり許されない。関税交渉は個別交渉ではなく、国際社会が一致して対応し撤回を求めるよう国際連帯の強化を国に求めること。
- 4、物価高騰に見合う年金支給額の引き上げを行うため、年間支給額の5年分に匹敵する年金基金の取り崩しを行うよう求めること。自動年金引き下げ装置ともいうべきマクロ経済スライドは廃止を求めること。
- 5、地球温暖化による異常気象、とりわけ連日の長期化する猛暑は命の危機にも直結する危険性をほらみ、県内の熱中症による救急搬送件数も過去最多を記録している。猛暑から県民の命と健康を守るため、部局横断で総合的な対策を講じること。必要な予算を確保すること。
- 6、温暖化対策は喫緊の人类的課題となっている下で、日本の対策の遅れが国際的に問題となっている

- る。日本の温室効果ガス削減目標を直ちに世界水準に引き上げ本気の取り組みを行うよう求めること。県としても各部門が最優先で取り組むこと。対策のカギとなる石炭火力の廃止を国や事業者の問題とせず、石炭火発集中立地県として国及び電力事業者に求めること。
- 7、昨年から継続するコメ不足問題は、日本、本県の食料、農業の根幹にかかる問題である。高温により本年産の収穫量減少の懸念もある。主食のコメの増産体制の確立に向けて、農家の価格保障・所得補償、制度の構築を求めるとともに、消費者が安定価格で入手できる仕組みを作るよう求めること。
- 8、医療、介護の報酬改定が物価高騰に追い付いていないため、多くの事業者が倒産や廃業に追い込まれ、サービス提供にも重大な支障が生じている。
公定価格である報酬を直ちに物価高騰を上回る水準に引き上げるとともに、劣悪な処遇の改善が図られるよう抜本的な報酬見直しを国に求めること。
- 9、最高裁で「生活保護基準引き下げは違憲」との判決が出された。生活保護基準は社会保障制度の基準ともなることから、早期に保護基準の引き上げを行うよう国に求めること。
- 10、原発事故から14年半が経過しても、被害は複雑かつ深刻な形で県民生活に影響を及ぼし続けている。被害の実相を踏まえ、被災県として原発の再稼働、新設は認められないことを明らかにすること。福島復興は、呼び込み型、惨事便乗型の大型事業優先ではなく、県民のくらしと生業の復興、県民の復興を基本とすること。
- 11、自公政権の下、戦争する国づくりは、地方自治体を巻き込んで進められている。公共施設の軍事利用について、国は特定利用施設の指定を行うため地方に同意を求めている。県が管理する空港、港湾等の軍事利用は認めるべきではなく、国から同意が求められても同意しないこと。市町村にも同様の対応の協力を求めること。
- 12、軍事予算の拡大は国民生活の各分野に影響を及ぼしており、本年も教育施設の改修計画に対し、国予算が8割も削減されるなどの事態を生み出している。来年度も8.8兆円の防衛予算の概算要求と報じられ、さらに国民生活を圧迫することが懸念される。来年度予算要望に当たっては、防衛予算を削減し、国民生活最優先とするよう国に強く求めること。
- 13、参院選挙で外国人差別につながる排外主義、戦前への回帰を主張する極右勢力が議席を伸ばす結果となった。全国知事会は国に多文化共生社会に向けた法整備を求める提言を行った。国内外を問わず全ての人々の人権を尊重するとともに、戦前の治安維持法の復活ともいべきスパイ防止法の制定などの人権侵害は認めない立場を明確にすること。
- 14、憲法と教育基本法に基づき、平和教育と主権者教育を重視するとともに、人格の完成、国連子どもの権利条約実現の立場に立った人権教育を行うこと。防衛省が県内の小学校に直接に送付した「はじめての防衛白書」は、憲法と教育基本法違反の文書であり活用しないよう市町村に通知すること。包括的性教育の実施、子どもを競争に迫りやる全国と県の学力調査の中止に踏み込むこと。
- 15、県の広報誌「ゆめだより」で、自衛隊を紹介しているが、県民からは疑問視する声が上がっている。自衛隊の基本任務は日本の防衛にあり、日々戦闘を想定した訓練を行っている部隊であることから、一般の職業と同様に扱うことは相応しくなく、今後は取り上げないこと。

二、気候危機と災害対応について

世界各地で豪雨・台風・熱波・干ばつ・森林火災・海面上昇などが大問題になり、日本でも災害が多発し大きな被害を与えています。対策の遅れを直視し、国も地方も正面から取り組む必要があります。この夏も各地で線状降水帯が発生、さる7月30日にはロシア・カムチャツカ半島付近で大地震がおこり、日本の太平洋沿岸の広範な地域に津波警報が発令され、避難指示が出されました。

- 1、カムチャツカ沖地震による津波警報に基づく避難の実態を検証すること。
- 2、避難所の国際基準であるスフィア基準を面積や備蓄等で満たせていないとする市町村が多数を占めていることから、現状の改善を図れるよう、市町村への支援を強化すること。
- 3、「TKB48」世界水準の避難所環境の実現に向け、洋式トイレ、温かい食事、ベッドを48時間以内に設置するため、市町村を支援すること。避難所での温かい食事提供のため、事業者と結んだ協定を機能させること。避難所運営や災害対応のスタッフに女性職員を配置するとともに、人権に配慮した避難所運営に努めること。
- 4、停電時の避難所電源確保のため、自家発電設備、太陽光発電設備等を優先的に整備し、避難所はエアコン設置を必須要件とすること。
- 5、カムチャツカ沖地震による津波の避難指示は、猛暑の中での避難を余儀なくされたことから、改めて暑さ対策が重要課題となった。避難所となる体育館へのエアコン設置については、公立小中学校と特別支援学校は、国が昨年「空調設備臨時交付金」を創設、市町村は年次計画で設置を進めている。猛暑が避けられない状況下で、エアコン設置が一気に進むよう国に予算確保を求めること。
- 6、県内では約7割の県立高校が避難所に指定されているが、エアコン設置計画はない。国の「緊急防災・減災事業債」を活用し早期のエアコン設置を進めるとともに、国の同制度を来年度以降も継続するよう求めること。
- 7、避難所となった体育館にスポットエアコンを配備するよう市町村を支援すること。
- 8、県の防災備蓄については、孤立しやすい地区への分散保管と市町村を含め十分な量を確保すること。
- 9、車がない、歩行が困難、夜間の避難が難しい高齢者や障がい者の避難については、要支援者の情報を自主防災組織と共有し、早期の避難支援が可能となる仕組み構築に向け市町村を支援すること。
- 10、台風の大規模化や線状降水帯の発生による水害対策として、日常的な河川管理を強化するため、河川の管理基準の策定や随時見直しで定期的な浚渫を行い、豪雨時の流量を確保すること。また、適切な遊水池の設置、田んぼダムの整備を促進すること。そのため、国に財政支援を求めること。
- 11、大規模災害発生の危険が増大する下で、県の林地開発許可基準の見直しを行うとともに、大本にある国の基準見直しを求めること。土砂災害防止対策を事業者適切に指導できる専門家を県に配置すること。
- 12、道路や河川などの草刈りは、高齢化など地域力低下で困難になっている。交通安全、水害対策、熊対策としても強い要望になっていることから、事業者間の共同受注を推進するとともに、維持管理予

算を大幅に増額すること。

- 13、全国で道路陥没の危険箇所が4,739か所、陥没の恐れが高い箇所は119か所にのぼると発表された。本県の危険箇所の再点検を行い早期の補修に取り組めるよう、土木の維持管理費を抜本的に増額すること。

三、コメ不足対策をはじめとする農林水産業の振興について

- 1、食料・農業・農村基本法の改定により、食料自給率の目標は事実上棚上げされた。県はこれにならうのではなく、農業県にふさわしく自給率向上の目標を明確にした農業の振興に取り組むこと。
- 2、コメ不足は本年も解消できる見通しは立っていない。農家が安心して増産体制に入れるよう、生産者の価格保障・所得補償制度の確立、戸別所得補償の復活を国に求めること。県独自でも80数億円で可能な戸別所得補償を実施すること。
- 3、本県農政の目標である儲かる農業のスローガンは見直し、持続可能な生活できる農業とし、経営効率が悪い中山間地でも農業を継続できるよう支援すること。
- 4、新規就農者の機械導入補助金申請が見込みを上回り増額補正が行われることから、新規就農者支援をさらに拡大し、親元就農も支援対象に加えること。機械導入支援については、中古農機具も補助対象にし、初期費用の負担軽減につなげること。
- 5、農家戸数の減少に歯止めがかからない現状から、農業の担い手を広くとらえ、香川県などのように、定年退職後に農業を希望する比較的高年齢者も含め支援の対象とするしくみをつくること。
- 6、避難区域の農業再生に当たっては、補助金ありきの計画ではなく、農家の希望を尊重する支援に重点を置くこと。
- 7、避難区域で農業再生できない遊休農地については、引き続き草刈り等の事業を2年ないし3年と期間限定せずに補助対象とすること。
- 8、餌代の高騰に苦しむ酪農、畜産農家への支援を強化すること。
- 9、原発事故により滞る森林保全、県産材活用が進むよう検査体制の強化、活用可能な木材の選定等林業再生に向けた支援を強化すること。比較的影響の少ない会津地方に県産材利活用促進の施設整備を進めること。
- 10、県内でも市街地でクマの出没が確認されている。河川敷の草刈りを行い環境整備を図ること。森林開発が人里でのクマ出没の要因ではないかとの指摘もあり、適正な森林保全を進めること。
- 11、クマ、イノシシ等による農作物の被害防止対策を強化すること。クマによる被害は命の危険を伴うことから、適正な生息管理を行うこと。
- 12、果樹の渇水対策として井戸の掘削への補助制度の活用を促すこと。
- 13、カシノナガキクイムシが本県でも発生していることから、拡大防止の緊急対策を講じること。
- 14、本格操業の段階に入った本県水産業の再生に向け、関係者の要望をよく聴いて必要な支援策を構築すること。漁業の後継者育成のための支援策を講じること。

四、商工業の振興と経営支援について

- 1、消費税5%への減税とインボイス制度の廃止を国に求めること。
- 2、物価高騰に追い打ちをかけるトランプ関税が、県内の中小業者にも大きな不安をもたらしている。
元請け大企業に社会的責任を果たさせ、下請事業者と労働者切り捨ては行わないよう求めること。
- 3、県内の9割以上を占める中小零細業者が賃上げに取り組めるよう、国の支援強化を求めること。徳島、群馬、岩手県などで実施する賃上げ支援の取り組みに学び、本県としても賃上げ支援策を講じること。
- 4、物価高騰の下で、価格転嫁できない弱い立場にある下請中小事業者が、労働者確保のためにも適正な賃上げに取り組めるよう、社会保険料等の減免支援を行うよう国に求めること。
- 5、コロナ禍の際のゼロゼロ融資の返済にあえぐ事業者について、事業継続支援を基本とし、返済猶予、免除措置を講じること。ゼロゼロ融資の復活を国に求めること。
- 6、労働者を無権利状態で働かせるスポットバイト等の短時間労働が急増している。悪質な雇用を取り締まり、労働者が人間らしく働ける環境整備を国に求めること。
- 7、3年または5年の有期雇用契約者が、満了時希望すれば無期雇用に変換できるよう、県として事業者に要請すること。

五、原発回帰を許さず、原発ゼロ、再生可能エネルギーの活用を

(1) 原発ゼロ、県民の復興に向けて

- 1、関西電力が美浜原発の新設に向けて地質調査を行うことを表明したが、ひとたび事故を起こせば様々な被害が長期にわたり続いていくことは明らかである。本県の被害の実態を踏まえ、新設計画の撤回を国及び関西電力に求めること。
- 2、除去土壌の再生利用計画に向けたロードマップが関係閣僚会議で決定されたが、幅広い国民の意見を聞く議論の場をつくること。
- 3、廃炉作業は今後高レベル核廃棄物を扱う作業が多くなることから、作業員の被ばく防止の安全対策を講じること。国主催「廃炉に関する対話」への自由な参加を認め、事前申し込み不要とすること。開催日時の周知を強化すること。
- 4、デブリの本格的な取り出しが2037年以降に先送りされた。2051年完了を目標とする廃炉のロードマップの見直しを国に求めること。
- 5、ALPS処理水海洋放出開始から2年が経過し、スラリーの処理・処分が予定通り進んでいないことや処理水放出関係のタンクや配管で複数の腐食が確認されている。放出に対し懸念や反対の声は今もあり、今後の影響も不透明であることから海洋放出中止を求めること。汚染水の発生を抑制するため、専門家が提唱する広域遮水壁の設置を真摯に検討するよう国及び東京電力に求めること。
- 6、避難者への医療・介護の保険料・一部負担金の減免打ち切りは許さず、再開・継続を国に求めること。
- 7、今年6月、福島復興加速化のための第14次与党提言に基づき、政府が閣議決定した「基本方針」について、帰還困難区域に立ち入る際の被ばく管理を自己責任にしないこと。帰還意思の有無に関わらず除染を実施するよう求めること。食品基準値の見直しは行わないこと。

- 8、放射線量が放射線管理区域基準の4万ベクレルを超える農地が各地にあることから、農作業の安全確保については、雇用された作業員に限定せず、農家に対しても国が責任を持ち低減対策に取り組むよう求めること。
- 9、震災・原発事故に関する公文書の保管についての基準を明確にすること。保管場所も確保すること。原発事故の特異性、被害の実相を刻銘に記した災害関連死に関する公文書も保管対象とすること。

(2)地域と共生する再生可能エネルギーの推進を

- 1、地域主導、地産地消、住民参加型の再生可能エネルギーを推進すること。
- 2、メガソーラーなど乱開発・環境破壊につながる大規模再エネ発電設備を規制する条例を制定すること。
- 3、大規模災害発生の危険が増大する下で、県の林地開発許可基準の見直しを行うとともに、大本にある国の基準見直しを求めること。
- 4、再エネ推進にブレーキをかける出力抑制は中止するよう国と電力事業者に求めること。
- 5、太陽光パネルのリサイクルに取り組む県内企業への支援を継続すること。

六、医療・介護の充実、高齢者と子育て支援について

(1)医療危機の打開策等について

- 1、政府は、今年の「骨太の方針」で、来年度から医療費を4兆円削減し、全国で11万床の病床削減やOTC類似薬の保険給付の在り方見直しを実行するとしているが、これでは国民・県民の命は守れない。国に撤回を求めること。
- 2、県内の7割以上の医療機関が赤字であり、また全国の自治体病院も86%が経常赤字である。ところが、国は病床削減すれば1床当たり約410万円の補助を出すとし、県内では2,300病床削減の申請希望があり、そのうち今年度分381病床を削減するとしているが、本県の削減数は全国でも多い。
しかし、感染症などの有事に余力を持って対応できるよう病床削減をやめ、処遇改善や物価高騰に見合う診療報酬の基本部分の大幅引き上げを国に求めること。県も独自に補助を行うこと。
- 3、医師のみならず看護師等を含む医療人材不足は、深刻である。処遇改善を図るための公定価格を引き上げ、賃上げできるよう国に求めるとともに、全国よりも医師不足が深刻な本県独自の補助を行うこと。
- 4、全世代に新たな患者負担増を招く高額療養費の上限引き上げは、一旦凍結されているが国に撤回を強く求めること。
- 5、アレルギー薬や鎮痛剤などのOTC類似薬の保険適用外しは、数十倍もの患者負担増を招き、難病特定疾患や子ども医療費助成制度などの公費負担が適用されず自費が生じることになる。また、医師の処方なしでの服薬は、命の危険を招く恐れも指摘されている。国に中止を求めること。
- 6、政府は今年の12月2日以降、従来の保険証利用を廃止する方針である。国保と後期高齢者医療のみ、暫定的対応として期限が切れても来年3月末までは従来の保険証を利用可能としている。しかし、

マイナ保険証への一本化をすすめることで、少なくとも9種類混在する異常事態になっている。12月のマイナ保険証への一本化を中止し、従来の保険証の継続使用を国に求めること。

- 7、国保税の滞納者に対し、機械的な保険証取り上げ等を行わないよう市町村に要請すること。
- 8、重度障がい者医療費助成制度は、償還払いでなく窓口での現物給付とするよう市町村を支援すること。
- 9、子どもの医療費助成制度においても、市町村によっては一定の医療費を超えると現物給付から償還払いとされているが、患者や家族の負担とならないよう現物給付を基本とすること。
- 10、新型コロナ感染症は、新たな変異株ニンバスが出現しこの夏も患者が急増していることから、引き続きマスクや手指消毒、換気などの注意を喚起すること。コロナワクチン接種は自己負担とせず、公費負担とするよう国に求めること。
- 11、コロナ感染症以外の百日咳等の感染拡大についても、予防接種等の徹底を図ること。
- 12、生活保護世帯の生活の質を改善し、自立を支援するためにも車の保有を幅広く認めること。
- 13、気候危機の影響で来年以降も酷暑が予想され、エアコンなしでは命を守れない。低所得世帯へのエアコン設置を補助すること。すべての生活保護世帯へのエアコン設置は必須とし、設置費用は一時扶助の対象とすること。電気代等のかかり増し経費分として夏期加算を創設するよう国に求めること。

(2)介護事業所を支援し、安心の高齢期に

- 1、県内でも倒産や閉鎖などで、訪問介護事業所がゼロの市町村は13、1つしかない市町村は17に上る。昨年4月に引き下げられた訪問介護報酬を直ちに元に戻すとともに、介護職員の処遇改善を図るため介護報酬の抜本的見直しを国に求めること。

山間部など訪問介護の事業効率が悪い周辺地域は、報酬に上乘せする特例措置があってもわずかで、事業が成り立つよう国に制度改善を求め、県も独自に補助すること。

- 2、訪問介護事業所がゼロまたは1つしかない自治体については、隣接市町村からの派遣が困難な場合、社協が事業を担うなど、利用者が必要な介護を受けられるよう市町村を支援すること。
- 3、認知症予防対策としても効果が高い加齢性難聴者への補聴器購入補助は、県内では昨年度までに11市町村が実施し、南相馬市、川俣町の補助基準は東京都に次ぐ高い水準である。今年度は、新たに5市町村が加わり、16市町村が実施している。県として補聴器購入費補助制度を創設し、実施市町村を支援すること。
- 4、高齢者の移動手段を確保し、高齢者の社会参加の促進、通院や買い物等支援のため、県がバス・電車代の補助制度を創設し、既に実施している市町村も支援すること。地域公共交通の補助率を引き上げること。

(3)子育て世代への支援拡充を

- 1、年少人口の減少に歯止めをかけるためにも、安心して子どもを生み育てられる環境を整備すること。出産に対応できる医療機関がゼロの市町村が、県内51にのぼっている。産科医の確保、助産師・助

産院の確保に県が支援すること。

- 2、0～2歳児の保育料無料化を県として実施し、既に実施している市町村を支援すること。
- 3、園児の減少で保育園や幼稚園の閉園・休園が増加しているが、保育料の負担軽減や一時預かりなど制度充実を求める声があがっている。県として支援策を講じること。
- 4、保育所や幼稚園の保育士等の配置基準は、国際的にみても低いことから、国に配置基準を見直しさらなる増員を国に求めること。
- 5、子育て世代の教育費の保護者負担を軽減するよう国に求めること。県としても軽減策を講じること。
- 6、不登校が急増する中、親の「不登校離職」が大きな社会問題となっている。子どもの休養と回復を支える親は、介護休業(通算93日まで、賃金補償あり)の対象であることを周知徹底するとともに、さらなる改善を国に求めること。

七、教育の充実について

- 1、教育無償化は、国際人権規約に明記された基本的な人権である。軍事費より、教育予算の大幅拡充を国に求めること。県も教育予算を拡充すること。
- 2、気候危機の下、災害時の避難所となる小中学校や特別支援学校、高校の体育館、特別教室へのエアコン設置は急務である。県も予算を前倒し計上し、エアコンを一気に設置すること。
- 3、今年度8割も不採択とされた学校施設改修費補助については、来年度の改修費予算を大幅に拡充するよう国に強く求めること。
- 4、教員の長時間労働解消に向け、持ちコマ数を減らし、標準法改定で教員定数を1.2倍化するよう国に求めること。
- 5、正規教員を増員し、県独自の30人・30人程度学級を小中高校まで完全実施すること。
- 6、スクール・サポート・スタッフの処遇の改善、増員を図ること。
- 7、学校給食費の無償化は38市町村、一部補助は17市町村が実施し、国の物価高騰分のみ実施が3市町、一切補助なしは会津美里町の1町のみとなった。石破首相が来年度以降、小学校での学校給食費無償化を明言したが、来年度の確実な実施を国に求め、県も補助すること。
- 8、学校給食の質と量を確保できるよう、県として食材費高騰分を補助すること。また、農林水産部と連携し、学校給食の食材に県内の農畜水産物や有機食材を提供できるしくみをつくり、県内農家を支援すること。
- 9、今年度拡充された大学の学費無償化制度は、3人以上の子どもを扶養する世帯に限定されているが、第一子から無償となるよう抜本的見直しを国に求めること。大学の入学金は廃止し、少なくとも入学しない大学への二重払い解消の通知に基づき徹底を図るよう国に求めること。
- 10、私立高校においても、入学金の二重払いを解消するため、県の私学運営交付金を増額すること。
- 11、県立大学の学費を半額にすること。県の給付型奨学金を創設すること。
- 12、県内企業に就職した場合の県奨学金返還支援事業は、当初見込みを上回る応募があったことから、周知・活用をさらに図り予算も拡充すること。
- 13、デジタル教育への偏重をやめること。高校生のタブレットは、無償配布とすること。

- 14、子どもの自殺が増えている。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを全校に常勤配置すること。
- 15、自殺の要因の1つに、競争教育があると指摘されている。競争教育をあまり、真の学力につながらない国・県の学力・学習調査は中止すること。
- 16、不登校の子どもへの支援策として、学外での居場所を増設するとともに、オンライン授業を行なうなど子どもの学習権を保障すること。
- 17、特別支援学校について、教室不足解消、教員配置基準の見直し、通学費の補助を実施すること。
いわき市南部に特別支援学校を早急に新設するとともに、あぶくま支援学校高等部の職員室を拡充すること。
- 18、部活動の地域移行については、児童生徒、保護者、地域などで協議する場を設け、部活動のあり方の検討を行うこと。

八、ジェンダー平等の推進について

- 1、国連や経団連から再三にわたり求められている選択的夫婦別姓制度の早期実施を国に求めること。
- 2、県職員の女性管理職について、政策決定に直接関与できる本庁の女性管理職の割合についても実態を明らかにし、向上させること。あらゆる政策決定の場に女性の比率を高めること。
- 3、市町村の災害対応の部署に女性職員が配置できるようにするなど、災害時の対応でも女性の視点が活きるように支援すること。
- 4、女性が圧倒的に多い会計年度任用事務職員の処遇改善を図ること。また、会計年度任用職員全体の処遇改善を図ること。本人が希望する場合はフルタイム扱いとし、退職金が支給されるようにすること。
- 5、すべての県立高校をはじめ県有施設での生理用品の配備を推進すること。小中学校のトイレや市町村役場など県内の公共施設で生理用品の配備が進むよう促すこと。
- 6、人権を守る観点から、幼少期からの包括的性教育を実施すること。
- 7、国土交通省が女性用トイレの建設基準見直しを検討していることを受け、本県でも設置状況の調査を行い女性用トイレを増設すること。

以上